

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況をお知らせします。

【健全化判断比率】

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	4.7	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

【資金不足比率】

(単位：％)

特 別 会 計 の 名 称	資金不足率(％)	備 考
下 水 道 事 業 会 計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
土 地 開 発 事 業 特 別 会 計	—	令第 17 条第 4 号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。
- 2 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載します。

※令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）

【用語説明】

■実質赤字比率

一般会計の実質赤字額の標準財政規模（標準的な経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

■連結実質赤字額

町の全部の会計の黒字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

■実質公債比率

一般会計における地方債の元利償還金と特別会計及び一部事務組合等の起こした地方

債の元利償還金（準元利償還金という。）のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額※に対する比率の3年間（令和3～5年度）の平均の数値です。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額です。

■将来負担比率

一般会計における地方債の残高や特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の残高、退職手当支給見込額（特別職を含む。）、損失補償をしている第三セクター等の負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社等の赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

■資金不足比率

一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。

■早期健全化基準

地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

■財政再生基準

地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。

■経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。